

「郵便等による不在者投票」という制度があります。

選挙の時に郵便等で自宅から投票ができます。

【事前準備（登録）が必要ですので、前もって手続きをすると選挙の時に便利です。】

投票の種類

- ① 本人が記載し、郵便等で投票する（郵便等投票）
- ② 本人意思を代理人が記載し、郵便等で投票する（郵便等の代理記載投票）

対象者

① 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

② 郵便等の代理記載投票ができる方

- ・郵便等投票ができる方で、かつ、下記に該当する方

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症から第2項症

事前準備（登録）の手続き

① 郵便等投票ができる方

- 1) 手帳等を添付して、証明書交付申請書（本人署名）で交付（登録）申請をします。
- 2) 登録されると「郵便等投票証明書」が交付されます。

② 郵便等の代理記載投票ができる方

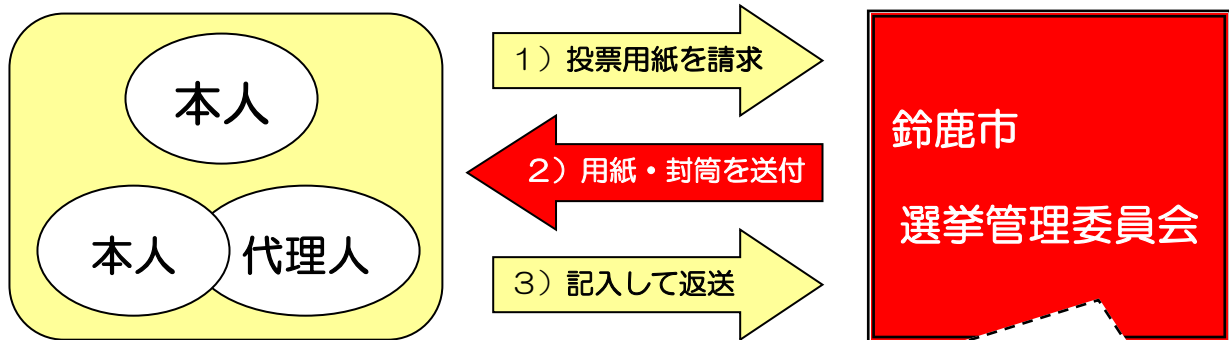
- 1) 手帳等を添付して、証明書交付申請書（本人署名不要）と代理人届出書（代理人署名）をあわせて交付（登録）申請をします。
- 2) 登録されると代理人名が記載された「郵便等投票証明書」が交付されます。

「郵便等投票証明書」の有効期間

- ・有効期間は7年です。
- *ただし、要介護度による登録の場合は、要介護認定の有効期間末日までです。

投票の流れ

- 1) 投票用紙を請求（請求書に「郵便等投票証明書」を添付）します。
*請求期間は、投票期日の4日前までです。
- 2) 郵便等で投票用紙と投票用封筒が送付されます。
- 3) 投票用紙を記入し、郵便等で返送します。



* 記入方法などの詳細は、実際に投票される際にご案内いたします。

罰則

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

鈴鹿市選挙管理委員会事務局
 鈴鹿市役所本館12階（鈴鹿市神戸1丁目18番18号）
 Tel059-382-9001 Fax059-384-3302